

「安全センターの最近の取り組み」

- I. 「消防交流広場」について
- II. 消防用設備等 経年劣化等に対応した点検方法等の検討
- III. 認定・性能評定・防火水槽・評価等の認証業務
- IV. 各種講習業務
- V. 二酸化炭素消火設備に係る安全対策について
- VI. 消防防災研究助成金交付事業
- VII. 違反是正支援事業

一般財団法人 日本消防設備安全センター
専務理事 木原 正則

WEBサイト

消防交流広場とは？



www.fesc119.net

消防関係の業務に携わる方々に対し、安全センターから有益な情報を提供するとともに、消防に係る情報の共有や意見交換が行われることを目的とした会員制Webサイトです。
(会員数約8,600名 ※8月25日現在)



消防交流広場のイメージは？

トップページでは、各コンテンツをアイコンで表示し、最新のスレッドやお知らせ等を掲示しています。

トップページ（パソコンの画面）

トップページ（スマートフォンの画面）

消防交流広場

消防交流広場 会員登録済み ご利用ガイド コンセプト ログアウト

交流掲示板 事例研究 消防関連Q&A 設備士試験対策 法令・通知・報告書 広場からのお知らせ 月刊フェスク・様式ダウンロード

ホーム /

消防交流広場をもっと身近に！

消防交流広場では、最新の投稿があった場合、会員様にメールなどで通知する機能があります。ご自分の仕事に必要なジャンルを選択して、[配信]設定を行ってください。詳しくはログイン後、[マイページ]の[プロフィール]をご覧ください。

最新のお知らせ

※その他のお知らせは、下にスクロールした「消防交流広場からのお知らせ一覧」をご覧ください。

2022.06.28 ニュース 大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会報告書の公表について

2022.06.24 ニュース 月刊フェスク7月号を掲載しました！

2022.06.21 ニュース 大阪市北区ビル火災に係る消防庁長官の火災原因調査結果報告書の公表

2022.05.25 ニュース 月刊フェスク6月号を掲載しました！

2022.04.25 ニュース 月刊フェスク5月号を掲載しました！

自分のお気に入りジャンルのみ表示

消防設備 警報設備 避難設備 消防活動に必要な施設 水系消防設備 ガス系消防設備

粉末消防設備 泡消火設備 自動火災報知設備 消防設備点検 消防設備士 消防設備点検資格者

消防法施行令 消防法施行規則 火災予防条例 設置・維持管理基準 防火対象物 非特定用途

特定用途 特例基準 建築基準法 高層建築物 大規模防火対象物 地下 増改築 命令等

特殊消防用設備 検定・認定・その他認証 違反是正 行政指導

キーワード検索 検索

カテゴリー一覧

カテゴリ	最近の投稿	投稿日時	回答数
教えて	冷凍倉庫の屋内消火栓について	2022/07/03 06:59:27	0
アンケート	月刊フェスク7月号に関するアンケート	2022/06/24 08:49:14	4
教えて	屋外消火栓について再度質問です。	2022/06/22 13:48:19	10

利用端末により画面表示を調整

消防交流広場

ホーム /

消防交流広場に入室して みんなと情報交換

問題解決のヒントを見つけよう

交流掲示板 事例研究

消防関連Q&A 設備士試験対策

月刊フェスク 様式ダウンロード 法令・通知・報告書

広場からのお知らせ

自分のお気に入りジャンルのみ表示

消防設備 警報設備 避難設備 消防活動に必要な施設

水系消防設備 ガス系消防設備 粉末消防設備 泡消火設備

自動火災報知設備 消防設備点検 消防設備士

消防設備点検資格者 消防法施行令 消防法施行規則

火災予防条例 設置・維持管理基準 防火対象物

非特定用途 特定用途 特例基準 建築基準法

高層建築物 大規模防火対象物 地下 増改築 命令等

特殊消防用設備 検定・認定・その他認証 違反是正 行政指導

カテゴリー一覧

カテゴリ	最近の投稿	投稿日時	回答数
教えて	冷凍倉庫の屋内消火栓について	2022/07/03 06:59:27	0
アンケート	月刊フェスク7月号に関するアンケート	2022/06/24 08:49:14	4
教えて	屋外消火栓について再度質問です。	2022/06/22 13:48:19	10

カテゴリー一覧			
カテゴリ	最近の投稿	投稿日時	回答数
教えて	冷凍倉庫の屋内消火栓について	2022/07/03 06:59:27	0
アンケート	月刊フェスク7月号に関するアンケート	2022/06/24 08:49:14	4
教えて	屋外消火栓について再度質問です。	2022/06/22 13:48:19	10

「交流揭示板」

ハンドルネームで、消防に関する意見や情報を投稿し交流するもの

消防に関する様々な情報を交換するためのツールとして利用できます。

昔に設置された屋内消火栓について

投稿者：シマリス | 投稿日時：2022/05/01 23:33:51

昔に建てられた工場、作業所に屋内消火栓が無い室内消火栓みたいな設備がないのは消防設備と見なしているのか？

[コメントする](#) | [引用してコメントする](#)

[すべての返信](#)

返信者：本朝災 | 返信日時：2022/06/01 10:00:00

消防設備として設置してあるのでスイッチだけであれば屋内消火栓で行っている所に関してはBOX内蔵の古い工場等ですと直撃時に指図が要します。その場合でも設置屋や昔は特例で後は消防設備として本来使用できたと思うのですが今検索見つかりません。後は消防の使用する消火栓が建物の人に協力頂いて敷地内に設置されている事もあるのではないのでしょうかと思いますけど。

屋内栓・屋外栓の放水試験について

投稿者：O.E | 投稿日時：2022/05/27 12:44:24

屋内栓・屋外栓が設置されている建物を放水試験を行うと思いますが、内栓・外栓を※ポンプ兼用かつ外栓の内栓代替部※現時点では、「内栓最遠・外栓最遠」を想定しています。

[コメントする](#) | [引用してコメントする](#)

[すべての返信](#)

返信者：ネムノキ | 返信日時：2022/05/27 12:44:24

内外栓を混合して試験しています。減圧弁がついていない内栓の直近が試験ポイントになります。

[引用してコメントする](#) | [不適切な発言として報告](#)

コワーキングスペースがある防火対象物の用途について

投稿者：A.F.N | 投稿日時：2022/07/03 20:41:58

いいね 1件 コメントする

不特定多数が入り出し有料のワークスペースを要する部分の用途判定について何項で良いか教えて下さい。管内でリモートワークが増加傾向にあり、今後このような形態の用途を要する対象物が増えると思い投稿しました。

[コメントする](#) | [引用してコメントする](#) | [不適切な発言として報告](#)

[すべての返信](#)

返信者：YOB-KT | 返信日時：2022/07/04 12:25:18

いいね 0票

設問のワークスペースは、平成30年1月2日消防予第622号の間1及び2に示されている「事務作業を行うためのスペースを確保するための可動式ブース」と同じようなものではないでしょうか？そうであれば、このような形態の用途は、(15)項「その他の事業所」として取り扱うのが妥当だとおもわれます。事務作業以外の目的で使用するのであれば、その使用状況を確認して用途を考えるべきだと思います。

[引用してコメントする](#) | [不適切な発言として報告](#)

「消防関連Q&A」

投稿例



消防用設備等に関する疑問を解決するツールとして利用します。

⇒用途変更の特例に関する質問が「TRIBE11」さんから投稿されました。



スプリンクラー設備について

質問者：TRIBE11 | 質問日時：2017/03/22 18:28:04

Q

令別表第一16項イの防火対象物（平屋建、延べ3300㎡、用途:2項口900㎡、4項1200㎡、3項口1000㎡、15項200㎡、耐火建築物）が建築予定で、スプリンクラー設備が、消防法施行令第12条第1項第10号（令別表第一16項イ掲げる防火対象物で特定部分の床面積の合計が3000㎡のものの階のうち、当該部分が存する階）の規定で設置義務になると思いますが屋内消火栓設備は設置義務となりません。

こうした時、消防法施行規則第13条第3項のヘッド免除部分にヘッドを設けなかった場合、法的に屋内消火栓や補助散水栓でヘッド免除部分を警戒しなくてもいいのでしょうか？

ご教授よろしくお願いします。

併せて関係通知とかがありましたら教えていただけると幸いです。

Q. 交流掲示板との違いは？

A. 回答期限を設けたり、質問投稿者がベストアンサーを選ぶことができます。

この質問に対して・・・!?

「消防関連Q&A」

投稿例



「ガチンコ火の用心広報隊」さんの回答は...!?



回答者：ガチンコ火の用心広報隊

A

屋内消火栓の設置義務がなければ、ヘッド免除部分はそのままで問題ありません。通知でいえば、昭和52年1月27日消防予第12号などが参考になると思います。

蛇足かもしれませんが、ご質問のような防火対象物の場合、私の所属消防本部もそうですが、条例で屋内消火栓が設置義務となる場合が多いのではないのでしょうか。

質問者(TRIBE11さん)より **御礼のコメントがありました。**

ガチンコ火の用心広報隊さま

回答ありがとうございます。

水道連結スプリンクラー設備が設置されている場合、私の所属消防本部では消防法施行規則第13条第3項9号の2号でヘッド免除の部分は、屋内消火栓の設置義務がないので屋内消火栓設備等で警戒されていませんが、質問のような場合でも消防法施行規則第13条第3項でヘッド免除の部分は、屋内消火栓設備の設置義務がなければ屋内消火栓設備等で警戒する必要は法的にないのですね。法の盲点みたいな気がします。

それを補うために条例で屋内消火栓が設置義務となっている自治体があるんですね。私の所属消防本部では、条例で定められていないので他の自治体の条例を参考に指導していきたいと思います。

貴重な意見ありがとうございました。

通知を示した回答例がありましたが、この様な40年前の通知を検索してみると...

「通知・報告書等の閲覧」

通知(昭和38年～平成13年)を閲覧できます。



消防庁予防課が発出した古い通知を検索し、閲覧できます。

Q&Aで紹介された昭和52年7月14日 消防予第12号通知を探してみると...!!

「昭和52年1月27日
スプリンクラー」で検索

法令・通知
報告書

ご利用にあたってよくある質問

ご利用ガイド

カテゴリー一覧

法令・通知

消防庁報告書

その他

並べ替え 日付(新着順 ▼)

昭和52年1月27日 スプリンクラー 検索

◆ 双方の既存建築物が地下連絡路で接続されている場合の別標... 1977-01-27

消防予第12号昭和52年1月27日 各都道府県消防主管部長 殿 予防救急課長 双方の既存建築物が地下連絡路で接続されている場合の別標としての取り扱いについて 問...

◆ 地下駅舎と建築物等が地下連絡路で接続されている場合の別... 1977-01-27

消防予第12号昭和52年1月27日 各都道府県消防主管部長 殿 予防救急課長 地下駅舎と建築物等が地下連絡路で接続されている場合の別標としての取り扱いについて 問 「消防用設備等の設置単位について」(昭和50年3月5日付、消防安第26号)(以下「設置単位通達」という。)の運用について、地下駅舎と建築物等が地下連絡路(コンコースを含む。)を介して接続されている場合で、次の(1)又は(2)に適合するものについては別標として取り扱ってよいが、(1)...

◆ 百貨店の衣料品売場は易燃性可燃物を収納する部分に該当するか 1977-01-27

消防予第12号昭和52年1月27日 各都道府県消防主管部長 殿 消防庁予防救急課長 百貨店の衣料品売場は易燃性可燃物を収納する部分に該当するか 問 百貨店における衣料品売場で、化粧の衣類をハンガー等に吊り下げ展示している場合、又、寝具売場にウレタンフォームのマットレス等が展示されている場合、易燃性可燃物を収納する部分に該当するか。答 昭和50年6月16日付消防安第65号「消防法の一部を改正する法律等に関する疑義応答について」(消防庁安全救急課長通達)中、4、スプリンクラー設備関係問1の回答を参照されたい。

◆ スプリンクラーヘッドの設置が免除されている場合の適合基... 1977-01-27

消防予第12号昭和52年1月27日 各都道府県消防主管部長 殿 消防庁予防救急課長 スプリンクラーヘッドの設置が免除されている場合の適合基準について 問 規則第13条第2項第1号で、避難階段部分ではヘッドの設置が免除されているが、いつの時点の基準法に適合していればよいが、従前の基準法に適合しておればよいが。答...

通知

通知が見つかりました。

◆ スプリンクラーヘッドの設置が免除された部分に屋内消火栓... 1977-01-27

消防予第12号昭和52年1月27日 各都道府県消防主管部長 殿 消防庁予防救急課長 スプリンクラーヘッドの設置が免除された部分に屋内消火栓設備の設置の可否について 問...

「各種様式・リーフレットのダウンロード」



- 点検結果報告書、点検票等の法令様式がダウンロードできます。
- 消防法の普及啓発に用いるリーフレット等がダウンロードできます。

月刊フェスク
様式ダウンロード

ご利用にあたってのよくある質問

ご利用ガイド

月刊フェスク 様式ダウンロード	着工・設置・概要表		
	1.着工・設置・概要表		
ご利用にあたってのよくある質問 ご利用ガイド	区分	様式	ファイル名
	設置届	様式1の2の3	設置届出書
月刊フェスク 様式ダウンロード リーフレット等のDL	着工届	様式1の7	着工届出書
	概要表	様式1	防火対象物・製造所等
	概要表	様式2	屋内・屋外・水噴霧・泡消火設備
	概要表	様式3	スプリンクラー設備
	概要表	様式4	不活性ガス・ハロゲン化物・粉末消火設備
	概要表	様式5	自動火災報知設備
	概要表	様式6	消防機関へ通報する火災報知設備
	概要表	様式7	ガス漏れ火災警報設備
	概要表	様式8	避難器具
	概要表	様式9	総合操作盤
	概要表	様式10	パッケージ型消火設備
	概要表	様式11	パッケージ型自動消火設備

消防法に関する普及啓発に用いるリーフレット等		
	パッケージ型自動消火設備	
	パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件	ダウンロード
	加圧用ガス容器 容器弁の開放点検	
	移動式粉末消火設備等について、平成28年6月1日より、加圧用ガス容器のバルブ類の開放点検実施が新たに必要となりました。	ダウンロード
	消防用設備等の点検・報告はあなたの義務です。	
	防火対象物の関係者へ消防設備等の点検報告の実施を促す周知用リーフレット（ビル関係者対象）	ダウンロード
	消防法が強化されました 罰金最高1億円	
	小規模雑居ビルの防火安全に係わる啓発リーフレット（ビル関係者対象）	ダウンロード
	防火対象物定期点検報告	
	防火対象物定期点検報告の実施を関係者に促す周知用パンフレット（ビル関係者対象）	ダウンロード
	小規模な社会福祉施設における防火安全対策	
	小規模な社会福祉施設における防火安全対策（消防庁）	ダウンロード
	防火優良認定証のデザイン変更	
	防火対象物定期点検報告制度に基づく防火優良認定証のデザイン変更の周知用リーフレット	ダウンロード
	業務用厨房でガス機器等をお使いの皆さまへ	
	レンジフード・換気扇や排気ダクトに関する、日頃のお手入れや定期的なメン	ダウンロード

「広場からのお知らせ」

消防庁や消防用設備の時事的な情報が閲覧できます。



最新情報の発信（消防庁のうごき・消防用設備のうごき）

消防庁が開催する検討会・WG等や関係団体の開催するセミナー等の情報を発信するもの

「令和3年度第1回特殊消火設備の設置基準等検討会」がなされた。

「令和3年度第1回特殊消火設備の設置基準等検討会」がなされた。

- (1) 放出事故の概要とこれまでの対応について
- (2) 二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス
- (3) 安全対策に係る検討の進め方
- (4) その他

議事概要

- (1) 放出事故
事務局より、港区における3年4月17日の説明会（また、上記の二酸化炭素）の概要とそれについて検討がなされた。
- (2) 二酸化炭素
事務局より、二酸化炭素の概要とそれについて検討がなされた。
- (3) 安全対策に係る検討の進め方
事務局より、安全対策に係る検討の進め方について、(1) 実態把握

ホーム / 広場からのお知らせ / 消防庁のうごき

広場からのお知らせ

ご利用にあたってよくある質問
ご利用ガイド

アンケート

消防庁のうごき

[大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会報告書の公表について](#)

[大阪市北区ビル火災に係る消防庁長官の火災原因調査結果報告書の公表](#)

[ハロン消火剤と予防行政に関する研修会2021](#)

ハロン消火剤と予防行政に関する研修会2021

特定非営利活動法人 消防環境ネットワーク様が、「ハロン消火剤と予防行政に関する研修会2021」を開催しました。

開催日：2021年12月18日（大阪）、2022年1月28日（東京）

動画配信：2022年1月31日～3月18日

消防環境ネットワ

様の業務にお

○地球環境とハロ

○ハロン消火剤を

○消防用設備等

○違反是正の推進

○住宅防火対策

大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会報告書の公表について

総務省消防庁より「大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会」報告書が公表されましたのでお知らせします。

詳細は下記のリンクをご参照ください

[大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会報告書の公表](#)

「広場からのお知らせ」

消防庁や消防用設備の時事的な情報が閲覧できます。

その他

講演会やセミナーなどに使用した配布資料を掲載



事故を踏まえたこれまでの対応について

①愛知県名古屋市における事故(令和2年12月22日発生)

- 概要
機械式駐車場のメンテナンス作業中に、二酸化炭素消火設備を誤って作動させたことにより二酸化炭素が放出
 - 被害状況
死者1名、負傷者10名
- 【消防庁の対応】
以下の内容を令和2年12月23日付けで、各都道府県や消防本部、事業者団体等に通知(参考資料1-4)。
○二酸化炭素消火設備が設けられている付近で、立体駐車場のメンテナンスなど、他の設備機器の設置工事等が行われる場合、誤作動や誤放出を行わないよう、二酸化炭素消火設備の有識者(第三類の消防設備士又は二酸化炭素消火設備を熟知した第一種の消防設備点検資格者)が

②東京都港区における事故(令和3年1月23日発生)

- 概要
二酸化炭素消火設備の点検実施中に、ポンペ室内で二酸化炭素が放
 - 被害状況
死者2名、負傷者1名
- 【消防庁の対応】
以下の内容を令和3年1月28日付けで、各都道府県や消防本部、事業者
○点検作業は、二酸化炭素消火設備の点検要領について熟知した者が
○昭和49年以前に設置されている二酸化炭素消火設備においては、
想定するものと異なる可能性があることから、工事や整備、点検を実
全対策を確認した上で、作業を実施すること。

特殊消火設備に係る消防法第17条

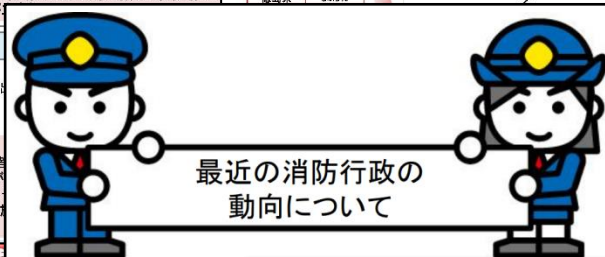
閉鎖型水噴霧消火設備

設備の特徴
設備の構成はスプリンクラー設備と同様であるが、より高い放水圧力と放水量が最速な散水パターンを得られるヘッドを開発することで、効果的に火災抑制効果を得られるように工夫をしている。また、泡消火薬剤を使用しないため環境にやさしく、維持管理が容易となる。

・性能確認の概要
①火災抑制性能比較実験
②隣接車庫への延焼防止性能確認
③機械駐車における延焼防止性能確認実験
④高天井部分における延焼防止性能確認実験

車両火災モデルにおける各種実験の結果、個々の防火対象物において泡消火設備や水噴霧消火設備と同等以上の性能を有することが確認された。

放水開始 → 火災抑制状況

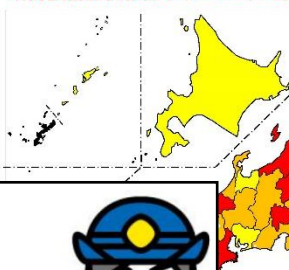


最近の消防行政の動向について

消防用設備等点検報告率について

消防設備点検報告率(2015年3月)

都道府県名	点検報告率
滋賀県	42.6%
京都市	45.0%
大阪府	54.5%
兵庫県	45.9%
奈良県	42.2%
和歌山県	32.5%
鳥取県	45.9%
島根県	40.5%
岡山県	51.5%
広島県	60.9%
山口県	54.0%
徳島県	34.9%



民泊の種類と特徴

配布資料

- 【住宅宿泊事業法に基づく民泊】
- 概要
⇒住宅宿泊事業法(平成30年6月1日施行)に基づく民泊。旅館業法(昭和25年法律第117号)に準じて、民泊で届出制。いわゆる「民泊」であり、民泊として届けられず、共同住宅や戸建て等として扱われる。いわゆる「サテライト型民泊」。
 - 消防法上の用途の取り扱い
⇒宿泊室の床面積及び家主が不在となるかどうかにより用途を判定。
※「住宅宿泊事業法に基づく届出住宅等に係る消防法上での取り扱いについて(平成29年10月27日付け消防予第330号)」(以下「330号通知」という)により用途を判定
 - 特徴
・実施日数は年間180日以内で住居専用地域でも運営可能(条例で異なる制限が設けられる場合もある)
・家主居住型と家主不在型に分類される
- 【民泊の種類と特徴】
- 消防法上の用途の取り扱い
(届出住宅と同様の利用形態となることが確認できるとき)(上記以外)
⇒従来どおり41号通知により用途を判定
※330号通知第2.1
 - 特徴
・点在する簡易宿所を一つの共用フロントで運営・管理が可能(自治体によっては異なる場合がある)

【特区民泊】

- 概要
⇒国家戦略特別区域法第13条に基づく民泊で特定の自治体(区域)のみで実施可能。旅館業法の許可は不要。
- 消防法上の用途の取り扱い
⇒家主不在型であり、宿泊施設として取り扱う。
※330号通知により用途を判定
- 特徴
・実施可能(大阪府の一部、大阪市、北九州市、新潟市)
・実施可能(平成30年4月1日時点)
・実施日数は2泊3日以上

【イベント民泊】

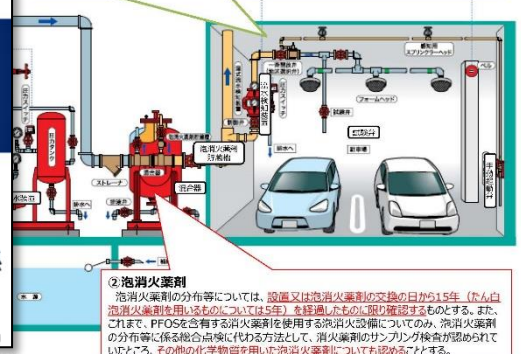
- 概要
⇒厚生労働省事務連絡に基づく民泊で、イベント開催時に年数回程度(2〜3日程程度)、自治体の要請等を受けて実施するもの。
- 消防法上の用途の取り扱い
⇒(5)項ではなく住宅として取り扱う
※「イベント民泊における防火安全対策の推進について(平成28年4月1日付け消防予第106号)」
- 特徴
・自治体からの要請が無ければ実施できない

最近の予防行政の動向 (消防用設備等に係る技術基準について)

総務省消防庁 予防課 設備係

- ・性能確認の概要**
普通火災、油火災、電気火災を想定した性能確認の項目の性能を検証した。
①消火時間 ②区画内温度 ③燃焼発生量
- 放出時間が2分に延長されたことにより、消火時間が、個々の防火対象物において通常の放出場合と同等の消火性能を有することが確認された。

	①消火時間		②区画内温度			
	1分	2分	1分	2分	20ppm	25ppm
普通火災	25秒	43秒	66℃	66℃	21ppm	17ppm
油火災	56秒	94秒	31℃	40℃	250ppm	302ppm
電気火災	39秒	62秒	47℃	47℃		



②泡消火薬剤
泡消火薬剤の分布等については、設置又は泡消火薬剤の交換の日が15年(たん白泡消火薬剤を用いるものについては5年)を経過したものに限り確認するものとする。また、これまで、PFOSを含有する消火薬剤を使用する泡消火設備についての、泡消火薬剤の分布に係る適合点検に代わる方法として、消火薬剤のサンプリング検査が認められていたこと、その他の化学物質を用いた泡消火薬剤についても認められることとする。

消防交流広場のその他の機能①

最新情報等お知らせメール機能

交流広場に登録してあるメールアドレス宛に、予防業務や消防用設備等に係る最新情報のうち、特に重要と思われるものをお知らせメールとして一斉送信します。



件名:【消防交流広場からのお知らせ】大阪市北区ビル火災に係る消防庁長官の火災原因調査結果報告書の公表

本日、総務省消防庁について行った火災の詳細は
(<https://www.fdma.go.jp>)
参照ください。

件名:【消防交流広場からのお知らせ】大阪市北区ビル火災に係る検討会の結果を踏まえた消防法令違反是正の徹底通知について

平素より、消防交流広場をご活用いただきありがとうございます。
消防交流広場より消防防災に関する最新情報をお知らせいたします。

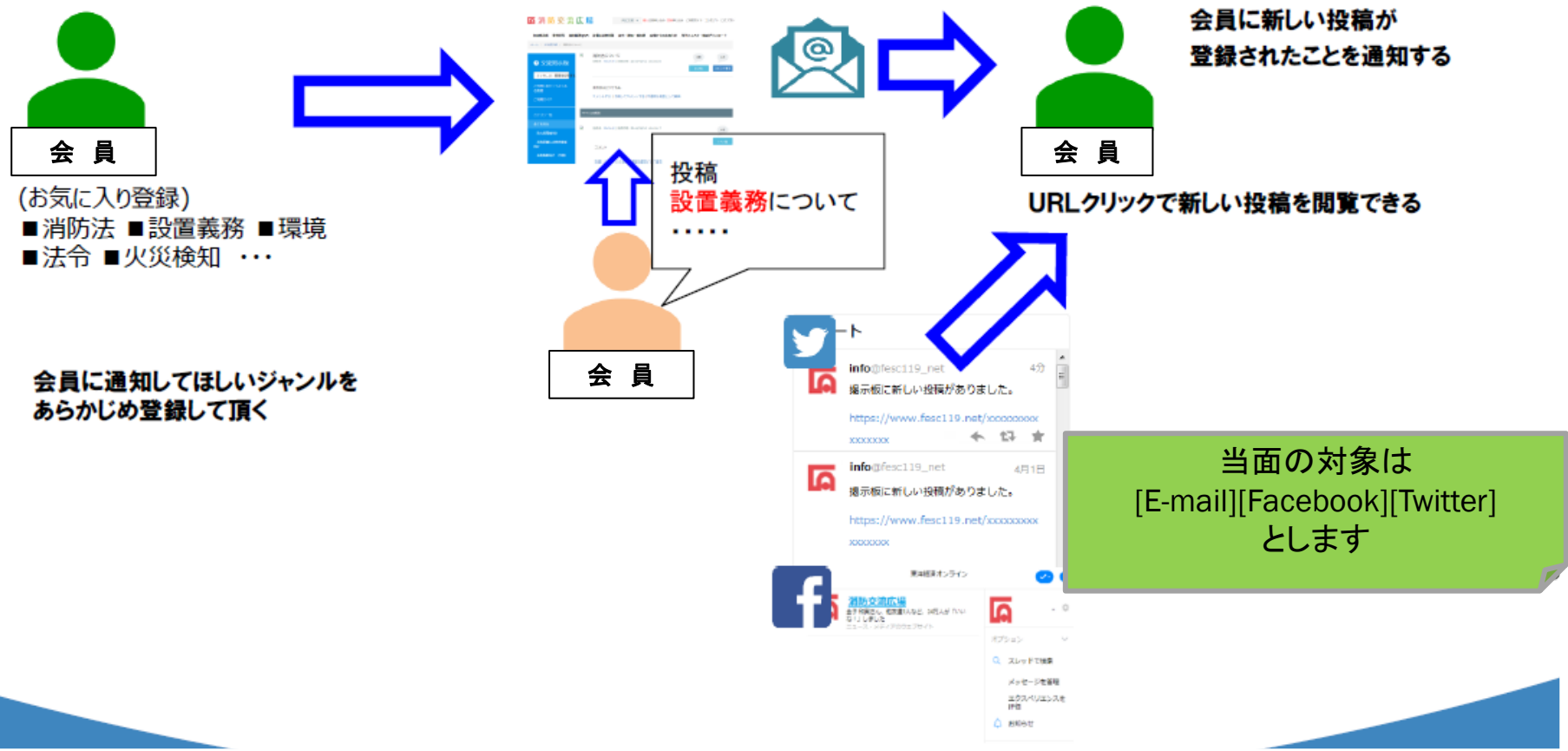
総務省消防庁は、ビル火災を踏まえた検討会において、今後取り組むべき防火・避難対策等について検討し報告書を公表しましたが、この結果を踏まえ、直通階段が一つの防火対象物における消防法令違反の是正を徹底、消防用設備等の適正な設置・維持管理を促すよう通知が出されました。参考までにお知らせします。
詳細は下記URLをご参照ください。

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/220711_ihanzeseinotettei.pdf

.....

消防交流広場のその他の機能②

Twitter等のSNSとの連携機能



消防交流広場のその他の機能③

投稿及び記事の閲覧・検索機能

消防交流広場

交流掲示板 事例研究 消防関係Q&A 設備士試験対策 法令・通知・報告書 広場からのお知らせ 月刊フェスク・様式ダウンロード

ホーム /

消防交流広場に入室して
みんなと
情報交換

投稿履歴の
ヒントを
見つけよう

交流掲示板

事例研究

消防関係Q&A

設備士試験対策

月刊フェスク
様式ダウンロード

法令・通知・報告書

広場からのお知らせ

Twitter連携

☒ 自分のお気に入りジャンルのみ表示

消火設備

警報設備

避難設備

消火活動上必要な施設

水系消火設備

ガス系消火設備

粉末消火設備

泡消火設備

自動火災報知設備

消防設備点検

消防設備士

消防設備点検資格者

消防法施行令

消防法施行規則

火災予防条例

設置・維持管理基準

防火対象物

非特定用途

特定用途

特例基準

建築基準法

高層建築物

大規模防火対象物

地下

増改築

命令等

特殊消防用設備

検定・認定・その他認証

違反是正

行政指導

キーワード検索

検索

カテゴリー一覧

カテゴリ	最近の投稿	投稿日時	
? 教えて	P F O S 放出時の対応について	2020/08/11 08:27:20	
? 情報提供	消防交流広場とTwitterの連携が始まりました！！	2020/08/06 16:52:28	
? 教えて	平成26年消防予第412号の解釈について	2020/06/26 16:59:33	0
? 教えて	用途判定について	2020/06/22 21:26:11	3
? 教えて	屋内消火栓設備の2倍読みの疑問について	2020/06/19 12:29:05	4
? 教えて	屋内栓が義務でない建物に対する補助散水栓の必要の有無について	2020/06/06 07:40:00	3
? 教えて	排煙設備 排煙口の免除区画について	2020/05/23 09:58:31	1
? 教えて	排煙設備 排煙口の免除区画について	2020/05/23 09:57:54	0

自分の興味のあるジャンル・業務に関連した項目を登録できます

投稿・記事などがキーワード検索できます

登録したジャンルの最新情報が一括表示されます

消防交流広場のその他の機能④

法令データベースの検索機能

☒ 自分のお気に入りジャンルのみ表示

消防設備	警報設備	避難設備	消火活動上必要な施設	水系消火設備
ガス系消火設備	粉末消火設備	泡消火設備	自動火災報知設備	消防設備点検
消防設備士	消防設備点検資格者	消防法施行令	消防法施行規則	火災予防条例
設置・維持管理基準	防火対象物	非特定用途	特定用途	特例基準
建築基準法				
高層建築物	大規模防火対象物	地下	増改築	命令等
特殊消防用設備				
検定・認定・その他認証	違反是正	行政指導		

並べ替え 日付(新着順) 検索キーワード 検索

第36条第1項において準用する消防法第8条の2の... 2012-01-27
 消防庁平成22年1月27日 各都道府県消防防災主管部長 殿東京消防庁・指定都市消防長 殿 消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の...
 ...に定める運用について...

小規模施設の取扱いについて 2010-03-31
 消防庁平成22年3月31日 各都道府県消防防災主管部長 殿東京消防庁・政令指定都市消防長 殿 消防予防課長 佐藤利男
 の児童福祉事業に係る消防法令上の取扱いについて 児童福祉法の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）により新たに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第8項に小規模住居型児童養育事業、同条第9項に家庭の保育事業がそれぞれ規定されたことを踏まえ、消防庁では、「小規模施設に対応した防火対策に関する検討会」（座長：室崎益輝...）を開催し、その結果として、小規模施設に対する防火対策の取扱いについて、以下のとおり整理しました。なお、貴都道府県の関係機関等に相談の上、適切な対応をお願いします。

消防用設備等に係る執務資料の送付について【抄】 2010-03-31
 事務連絡平成22年3月31日 各都道府県消防防災主管課 殿東京消防庁・各指定都市消防本部 殿 消防予防課 消防用設備等に係る執務資料の送付について【抄】 標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめたので、執務上の参考とさせていただきます。なお、貴都道府県の関係機関等に相談の上、適切な対応をお願いします。

法令・通知報告書

ご利用にあたってよくある質問

ご利用ガイド

カテゴリ一覧

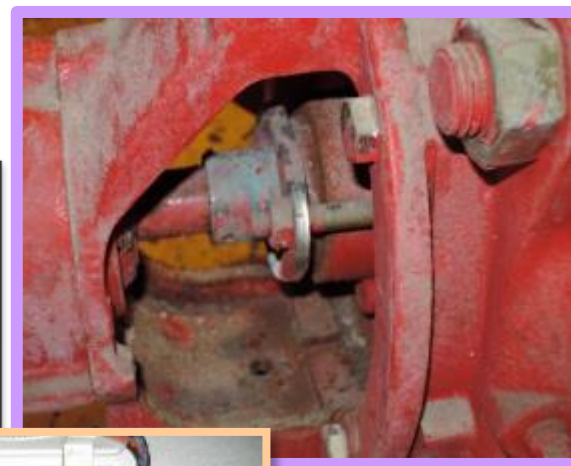
- 法令・通知
- 報告書
- 通知
- 通達
- 事務連絡
- 質疑応答
- その他

この欄を選択することで
検索性を向上

ジャンル選択することで
必要な情報への到達が
より早くなります

消防用設備等

Ⅱ 経年劣化等に対応した点検方法等の検討

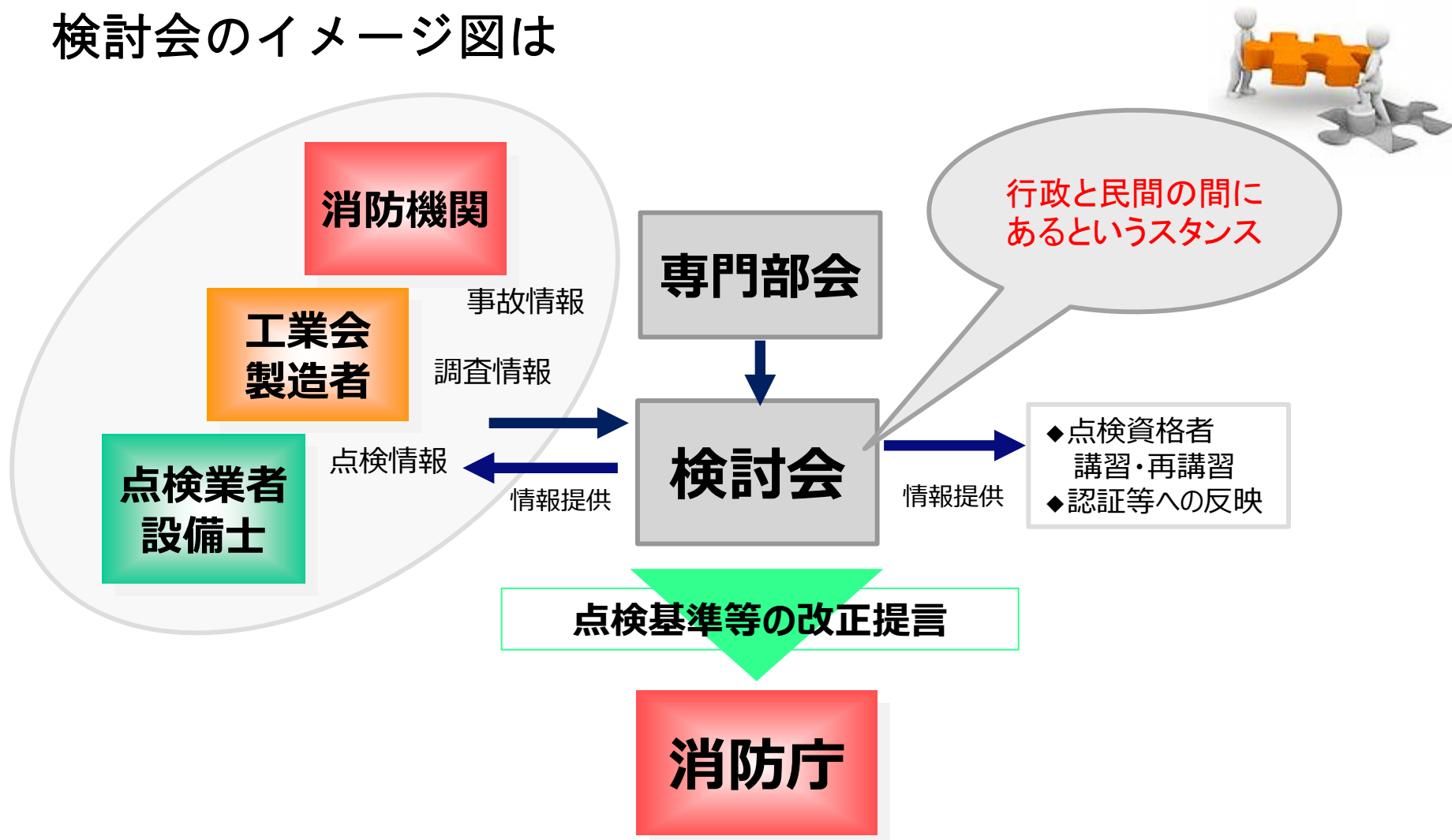




消防用設備等

経年劣化等に対応した点検方法等検討会の概要

検討会のイメージ図は





消防用設備等

経年劣化等検討会の検討結果（提言）

【これまでの検討】

	検討内容	法令等への反映
1	【移動式粉末消火設備の容器弁に関する検討】 移動式粉末消火設備の加圧用ガス容器の容器弁が 開放できない という事案が発生。 点検基準には、 容器弁の開放が容易にできることを確認する点検項目を導入 することを提言した。	平成28年2月26日消防庁告示8号 「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」を 一部改正 平成28年3月31日消防予第104号予防課長通知 「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について」
2	【救助袋に関する検討】 告示基準(昭和57年6月1日)施行前の救助袋 について引張強さ試験を実施したところ、 経年劣化により70%に強度不足が判明 。 救助袋の利用者が 降下中に本体布が破損する可能性が高いことなどに配慮した対応 を提言した。	平成28年3月31日消防予第99号予防課長通知 「避難器具(救助袋)の点検及び報告の実施に係る留意事項について」 平成28年5月17日文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長事務連絡 「学校施設における避難器具(救助袋)の点検及び報告の実施に係る留意事項について(周知)」
3	【誘導灯に関する検討】 ・旧型誘導灯の表示面の変色・黄変などによる輝度劣化への確認・判定方法として 色見本の導入 。 ・高輝度誘導灯の 自動点検機能による点検の合理化 。 ・ 蓄電池の5年間の性能確保 。 等の点検基準の改正を提言した。	平成29年3月31日消防予第80号予防課長通知 「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について」 ・高輝度誘導灯の自動点検機能による点検の合理化。 ・誘導灯の蓄電池について製造年から5年間、非常電源の機能点検を免除。



消防用設備等

経年劣化等検討会の検討結果（提言）

【最近の検討事例①】

検討資料：一般社団法人日本内燃力発電設備協会は、経年劣化調査事業の成果を基に、負荷運転に代わる新たな点検方法について情報提供された。

対象：自家発電設備の負荷運転

検討内容：分解整備等による新たな点検を行うことにより発電機能を維持できることがデータ等による分析から確認された。このことから負担の大きい負荷運転と新たな点検を選択できるようにすべきとの意見を提言した。

平成30年6月1日消防庁告示12号

「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」を**一部改正**

平成30年6月1日消防予第372号予防課長通知

「消防用設備等の試験基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部改正する件の交付について」

平成30年6月1日消防予第373号予防課長通知

「消防用設備等の点検要領の一部改正について」



消防用設備等

経年劣化等検討会の検討結果（提言）

【最近の検討事例②】

検討資料： 一部の泡消火薬剤の国際的な使用禁止の状況を踏まえ、一般社団法人日本消火装置工業会へ委託した泡消火薬剤の経年劣化試験データの分析を行う。

対象製品： 泡消火設備に使用する泡消火薬剤

検討内容： 検討会結果及び上記経年劣化試験データを受け、泡消火薬剤の消防用設備点検時（機器点検・総合点検）に泡消火薬剤の外部放出を抑えるための点検方法を提言した。

- ① 泡消火設備の一斉開放弁・フォームヘッド・配管等の点検方法の見直し。
- ② 泡消火設備の経年劣化状況を踏まえた泡放射試験の見直し（代替の点検方法の導入を含む）。

令和3年5月24日消防庁告示6号

「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」を**一部改正**

令和3年5月24日消防予第220号予防課長通知

「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部改正する件の公布について」

令和3年5月27日消防予第270号予防課長通知

「消防用設備等の点検要領の一部改正について」



消防用設備等に関して、今後予定される 経年劣化等に対応した点検方法等検討会

●今後の消火設備に関する専門部会について（予定）

- 加圧送水装置の経年劣化について 継続して検討中（日本消火装置工業会）
- 消防用保形ホースの経年劣化について、現状を調査中（日本ホース工業会）



etc.

お問い合わせ窓口

一般財団法人日本消防設備安全センター
企画研究部 Mail : kikaku119@fesc.or.jp

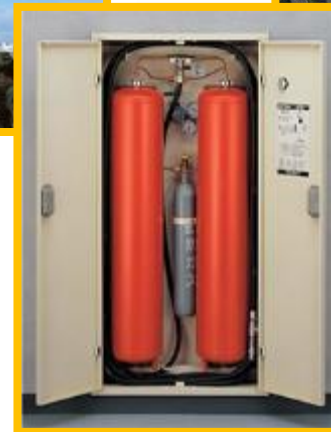
Ⅲ. 認定・性能評価・防火水槽・ 評価等の認証業務



$$\frac{\alpha^{1/3}}{\rho_s A_{\text{buffer}}} \cdot 0.0564 \left(\frac{5/3 + \frac{1}{H^{2/3}}}{H_{\text{buffer}}} \right)^{-3/2}$$



max
Mmax

A photograph of a document or list containing a series of numbers, likely representing test results or data points.

13.107
16.838
16.075
10.901
11.900

安全センターが行う**認証業務**について



安全センター技術部では、様々な消防防災製品やシステム等を認証しております。
本認証業務の(1)および(3)については、**公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)**より、
製品認証機関に関する国際規格である**ISO/IEC17065に基づく認定**を取得しております。

(1) 登録認定

消防法施行規則31条の4の規定に基づく**登録認定機関**として、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具が当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具に係る設備等技術基準の全部又は一部に適合していることの認定を行う。

消火設備(18品目)

- ・ 屋内消火栓及び連結送水管の放水口
- ・ スプリンクラー設備等の送水口
- ・ 合成樹脂製の管及び管継手
- ・ 金属製管継手及びバルブ類
- ・ ポンプを用いる加圧送水装置
- ・ 圧力水槽方式の加圧送水装置
- ・ 加圧送水装置の制御盤
- ・ 不活性ガス消火設備等の噴射ヘッド
- ・ 不活性ガス消火設備等の音響警報装置
- ・ 不活性ガス消火設備等の容器弁等
- ・ 不活性ガス消火設備等の放出弁
- ・ 不活性ガス消火設備等の選択弁
- ・ 不活性ガス消火設備等の制御盤
- ・ 移動式の不活性ガス消火設備等のホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリール
- ・ 粉末消火設備の定圧作動装置
- ・ 開放型散水ヘッド
- ・ パッケージ型消火設備
- ・ パッケージ型自動消火設備

警報設備(1品目)

- ・ 火災通報装置

避難設備(5品目)

- ・ 避難はしご
- ・ 避難ロープ
- ・ すべり台
- ・ 救助袋
- ・ 中輝度蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識

総合操作盤

※令和5年度より「**二酸化炭素消火設備の閉止弁**」を追加予定。

お問い合わせ窓口

一般財団法人日本消防設備安全センター
製品認証部・技術部 Mail : gijyutsu@fesc.or.jp

(2) 性能評定

学識経験者、消防機関及び関連工業会等で構成される「消防防災用設備機器性能評定委員会」において、**認定品目以外**の法令に技術基準に定めのない消防防災用設備機器・消防活動用資器材等の性能を評価する。

消火設備	消防活動用資器材
- 採水口 - フォームヘッド - 内燃機関を用いる加圧送水装置 - 不活性ガス消火設備の操作箱 - 住宅用自動消火装置 - フード等用簡易自動消火装置 他	- シャッター等の水圧開放装置 - 圧縮空気泡放射システム 他
	防火材等
	- 防火薬液 - 防火区画貫通配管等 - 排気ダクトに使用する断熱材 他
警報設備	試験装置
- 緊急通報装置 - 非常通報装置 他	- 消火設備用試験装置 - 警報設備用試験装置 - 避難設備用試験装置 他
避難設備	防火安全機器等
- 火災避難用保護具等 - 避難用ろ過式呼吸保護具 他	- 蓄光材等 - 非常開放面格子 - 出火防止装置 他
可撓管継手	
危険物施設用可撓管継手 他	

(3) 防火水槽

二次製品等防火水槽及び二次製品等耐震性貯水槽が**補助金交付要綱**等に定める規格に適合することを認証する。

二次製品等防火水槽等	
- 二次製品等防火水槽 - FRP製二次製品防火水槽 - 二次製品等防火水槽地上設置型 - 二次製品等耐震性貯水槽 - FRP製二次製品耐震性貯水槽 - 二次製品等耐震性貯水槽地上設置型	- 二次製品等飲料水兼用耐震性貯水槽 - 二次製品等飲料水兼用耐震性貯水槽地上設置型 - 二次製品緊急対策用耐震性貯水槽 - 二次製品非常用飲料水兼用耐震性貯水槽

(3) 評価業務

① 特殊消防用設備等の性能評価

現行の消防法令で予想しない特殊な技術による消防防災システム、高度な消防防災システム等で、技術基準が定められていないものについて、消防法第17条の2に基づく「登録検定機関」として消防法第17条第3項に基づく総務大臣認定に係わる特殊消防用設備等の性能評価を行う。

⇒ 評価事例：大空間自然排煙設備、NFシステム、複数の総合操作盤を用いた設備 他

② 消防設備システム評価

専門家により構成された「消防設備システム評価委員会」において、消防法第17条第3項に定める特殊消防用設備等として総務大臣認定を受けるものを除き、防火対象物に設置する消防設備システムについて、消防法令により義務づけられている消防用設備等の基準による場合との同等性の判定及び「総合消防防災システムガイドライン」への適合性評価を行う。

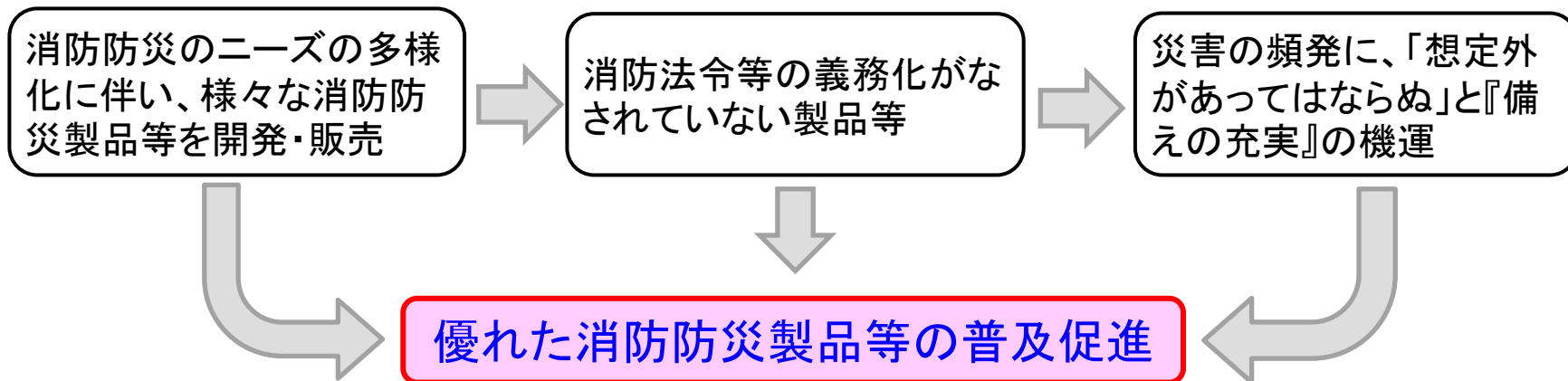
⇒ 評価事例：緩衝帯を有する接続部、消火システムNN100-2M 他

③ ガス系消火設備等評価

消防法令に基づいて義務づけられる消火設備の代替設備として設置されるガス系消火設備又は消防法令の適用を超えて設置されるガス系消火設備等について、消防法令に規定する基準による場合と同等の消火性能を有し、安全性が担保されていることの判定を行う。

消防防災製品等推奨業務について

企画研究部では、様々な消防防災製品等を推奨しております。



- 消防防災分野において有効に活用できることが見込まれるもので、新たに考案され、若しくは改良開発されたもの、当該分野においての利便性、効率性又は安全性の向上に寄与するものであること等の一定の要件が満たされている製品及び高度な情報通信技術を用いたシステムの推奨を行う制度

- 2022(令和4)年8月末現在、累計60製品を推奨



消防防災製品等推奨マーク

安全センターのホームページ、月刊フェスクにより全国の消防機関等に情報提供

優れた消防防災製品等の普及促進

推奨製品（一部抜粋）

マグネシウム空気電池



着衣着火危険性低減機能付き
ガスコンロ



火災抑制剤放射器



内閣府ガイドラインに基づく感震ブレーカー等
10社10型式



IV.各種講習業務

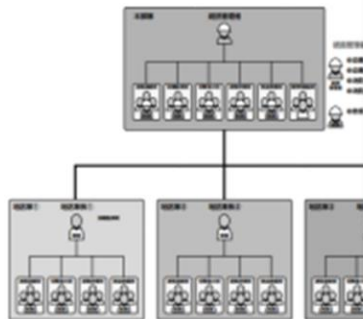
可搬消防ポンプ等整備資格者

講習の手引

(新しく資格を取得される方用)

自衛消防業務新規講習 講習の手引

(新しく資格を取得される方用)



総務大臣登録講習機関
☑ 一般財団法人日本消防設備安全センター

防災管理点検資格者

講習の手引

(新しく資格を取得される方用)



総務大臣登録講習機関
☑ 一般財団法人日本消防設備安全センター

防火対象物点検資格者 講習の手引

(新しく資格を取得される方用)



総務大臣登録講習機関
☑ 一般財団法人日本消防設備安全センター

第1種・第2種
消防設備点検資格者

講習の手引

(新しく資格を取得される方用)



消防庁長官登録講習機関
☑ 一般財団法人日本消防設備安全センター

安全センターが行う講習業務について

安全センター業務部では、消防防災関係資格者への講習をしております。

講習業務

消防設備点検資格者講習 (新規・再)	昭和49年6月、消防法が一部改正され、防火対象物における消防用設備等の点検報告制度が創設され、一定の防火対象物に設置されている消防用設備等の点検については、専門的な技術と知識を持った消防設備士又は消防設備点検資格者に行わせることとされた。 安全センターでは、総務大臣の登録講習機関として、第1種(主として機械系統の設備)、第2種(主として電気系統の設備)及び特種(特殊消防用設備等)の消防設備点検資格者講習を、昭和50年11月以降、全国各地で実施している。
防火対象物点検資格者 (新規・再)	平成14年4月に消防法の一部が改正され、一定の防火対象物については、消防法令及び火災予防等に係る専門的な知識を有する防火対象物点検資格者が、用途の実態や消防計画に基づく防火管理の実施状況等の火災予防に係る事項も含めて総合的に点検し、その結果を管理権原者が消防機関に報告することとなった。 安全センターでは、総務大臣の登録講習機関として、平成15年1月以降、全国各地で講習を実施している。
防災管理点検資格者 (新規・再)	平成19年6月に消防法の一部改正が行われ、一定の防火対象物については、消防計画その他防災管理上必要な業務に関する事項を定期的に防災管理点検資格者が点検し、その結果を管理権原者が消防機関に報告することとなった。 安全センターでは、総務大臣の登録講習機関として、平成21年4月以降、全国各地で講習を実施している。
自衛消防業務講習 (新規・再)	平成19年6月に消防法の一部が改正され、多数の者が利用する一定規模以上の防火対象物については、自衛消防組織を設置し、大規模地震に対する災害対応力の強化を図ることとされ、自衛消防業務講習制度が創設された。 安全センターでは、総務大臣の登録講習機関として、平成21年3月以降、全国各地で講習を実施している。
可搬消防ポンプ等整備資格者 (新規・特例・再)	可搬消防ポンプ、非常動力装置及び加圧送水装置等は、消防団、自主防災組織、防火対象物、危険物施設等において、初期消火のための重要な消防用設備等として設けられている。 安全センターでは、平成5年11月以降、当該ポンプ等の点検・整備について必要な知識及び技能を有する者を養成するための講習を自主的に行っている。

オンライン再講習の実施について

1. 令和4年度の実施概要について

■講習名称: 第1種、第2種消防設備点検資格者再講習(令和3年度から実施)

防火対象物点検資格者再講習

防災管理点検資格者再講習

防火対象物及び
防災管理点検資格者再講習は
今回初めてオンライン化する試み

■実施期間: 受付期間と受講期間を分けて実施

・第1回目

受付期間 : 令和4年9月12日(月) ~ 令和4年9月26日(月)

受講可能期間: 令和4年10月3日(月) ~ 令和4年10月16日(日)

・第2回目

受付期間 : 令和4年11月14日(月) ~ 令和4年11月28日(月)

受講可能期間: 令和4年12月5日(月) ~ 令和4年12月18日(日)

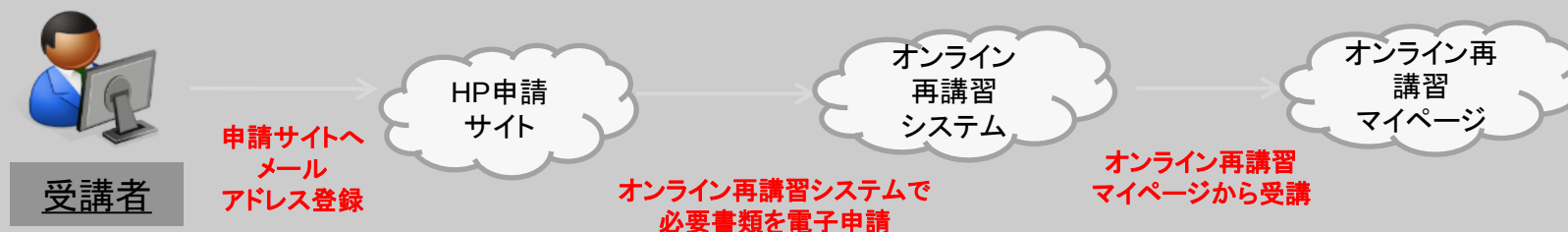
・第3回目

受付期間 : 令和5年1月30日(月) ~ 令和5年2月13日(月)

受講可能期間: 令和5年2月20日(月) ~ 令和5年3月5日(日)

2. 申請手続きについて

- ・安全センターHPのオンライン再講習専用の申請サイトから電子申請に必要なメールアドレスを登録。
- ・発行される受講に必要なID・PWを利用して、オンライン再講習システムにより顔写真や証明書等を電子申請。
- ・オンライン再講習のマイページより講習を受講。



3. オンライン再講習の特徴等について

■オンライン再講習とは

- ・再講習受講該当者が、試験会場にて講義を受ける対面講習の受講の代わりに、受講に必要な各種情報の入力や免状用顔写真の提出、既得免状の写しの提出等をオンライン再講習システムを利用して電子データで行い、オンライン上で受講できます。

■特徴点について

- ・受講時の端末はPC、スマートフォン、タブレット(ipad等)と受講者側のニーズに合わせた対応。
(受講時に顔認証等を行う為にWebカメラ(内蔵もしくは外付け)は必須。)
- ・受講者は受講期間中24時間受講が可能。
(自宅などからでも場所を選ばず、遠隔地でも容易に受講が可能)
- ・受講中は常時AIによる精度の高い顔認証を実施。

※その他不明点等あれば安全センター講習課まで連絡をお願いします。

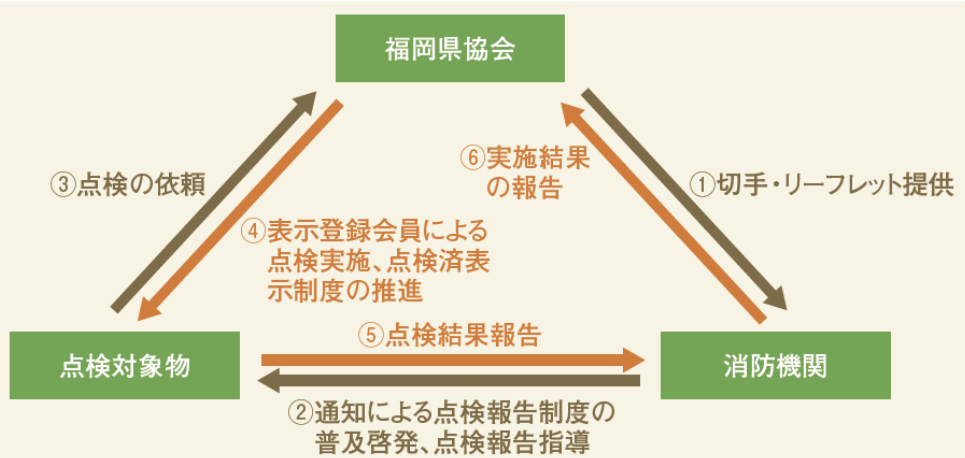
「消防用設備等点検報告率向上に係る支援事業」について

～「福岡県消防設備協会」の実施事例～

支援事業の内容

福岡県協会から消防機関に対して、文書通知用の通信用切手、点検報告制度及び点検済表示制度の普及啓発用リーフレットを提供する。

消防機関は、点検未報告の防火対象物関係者へ法令義務である周知文書と提供されたリーフレットを、通信用切手を使用して郵送し、点検報告制度の普及啓発並びに点検の実施及び結果の報告を指導する。



令和2年の実施結果

	文書送付件数	文書到達件数 (A)	点検結果報告件数 (B)	問合せ件数	点検結果報告率 (B/A) %
合計	3, 070	2, 788	973	555	34. 9

※数値は、15消防本部の合計値

令和3年の実施結果

	文書送付件数	文書到達件数 (A)	点検結果報告件数 (B)	問合せ件数	点検結果報告率 (B/A) %
合計	1, 905	1, 751	790	261	45.1

※数値は、14消防本部の合計値

お問い合わせ窓口
一般財団法人日本消防設備安全センター
業務部 業務課

消防用設備等点検済表示制度推進に係る助成事業について

目 的

消防用設備等点検済表示制度の一層の推進を図るため消防法第17条の3の3の「消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告」未実施の防火対象物関係者に対して、設備協会が消防本部または消防長会等と連携して消防用設備等の点検・報告の重要性・必要性について文書等により広報啓発・周知を行い、点検の実施及び結果の報告を促進することにより、ラベル制度の推進を図り、消防用設備等点検報告率の向上へつなげることを目的として実施する事業に対し助成金を交付する。

交付対象事業

助成金の交付対象となる事業は、消防法第17条の3の3の「消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告」未実施の防火対象物関係者を対象として実施する事業で、次に掲げる条件を満たすものとする。

- ①都道府県内の消防関係機関と設備協会が連携して行う協働事業
- ②ラベル制度の普及・促進に資するもの
- ③消防用設備等点検報告率向上に資するもの

実施期間

本事業は、試験的な取り組みとし、令和2年4月1日から3年間を限度として行う。
4年目以降についてはその成果を分析し、継続について検討するものとする。

助成金の交付先・使途及び助成額

助成金は、実施期間年度中に事業を実施した設備協会に交付する。
また、助成金の使途については、事業実施に伴い発生する諸経費（例：リーフレット等の印刷費や購入費、切手代等の通信運搬費等）とし、その額は1設備協会につき要した経費に関わらず上限を年間10万円とする。

(注) 令和4年7月15日現在13県保守協会申請中

V.二酸化炭素消火設備に係る安全対策について

二酸化炭素消火設備に係る制度改正への対応

消防庁による制度改正(令和5年4月1日施行予定)及びガイドライン等の発出されることを受け、当センターは、次の対応を行うことを予定しております。

1. 技術部

「不活性ガス消火設備等(二酸化炭素)の閉止弁」 告示

登録認定機関として、「閉止弁」を品目追加を消防庁に申請する予定

→ 現在、性能評定で認証している「閉止弁」を、認定に移行手続きを行うことを検討中



登録認定の品目を追加



2. 業務部

(1) 「消防設備点検資格者講習内容改訂」

講習テキストに今回の政省令・ガイドライン等の改正内容を盛り込み、令和5年度から実施する予定

(2) 「消防設備士講習テキスト、点検実務必携等の刊行物の内容見直し」

今回の政省令・ガイドライン等の改正内容を盛り込んだ改訂を行い、本年度内に発行する予定

そのほか、消防庁が検討中の点検標準マニュアル、工事マニュアルを都道府県消防設備協会を通じて消防設備事業者等に周知予定

VI. 消防防災研究助成金交付事業



消火器
Fire extinguisher



火災報知機
automatic fire alarm system



消防防災研究助成金交付事業

■ 競争的研究等助成

応募されたテーマの中から、審査委員による技術的な観点を中心とした評価に基づいて決定する。

■ 助成金事業の対象

テーマ設定型

- ・ 住宅又は小規模社会福祉施設の防火に寄与する消防防災用設備等の機器に関するもの
- ・ 消防用設備等に係る点検の効率化等に資する技術又は経年劣化に対応する技術に関するもの
- ・ 情報通信技術を活用した消防防災用設備等に関するもの
- ・ 消防防災用設備等の分野において社会課題・環境課題に対応した製品開発に関するもの

テーマ自由型

消防防災用設備等の分野において有効活用できる機器で実用化できもの

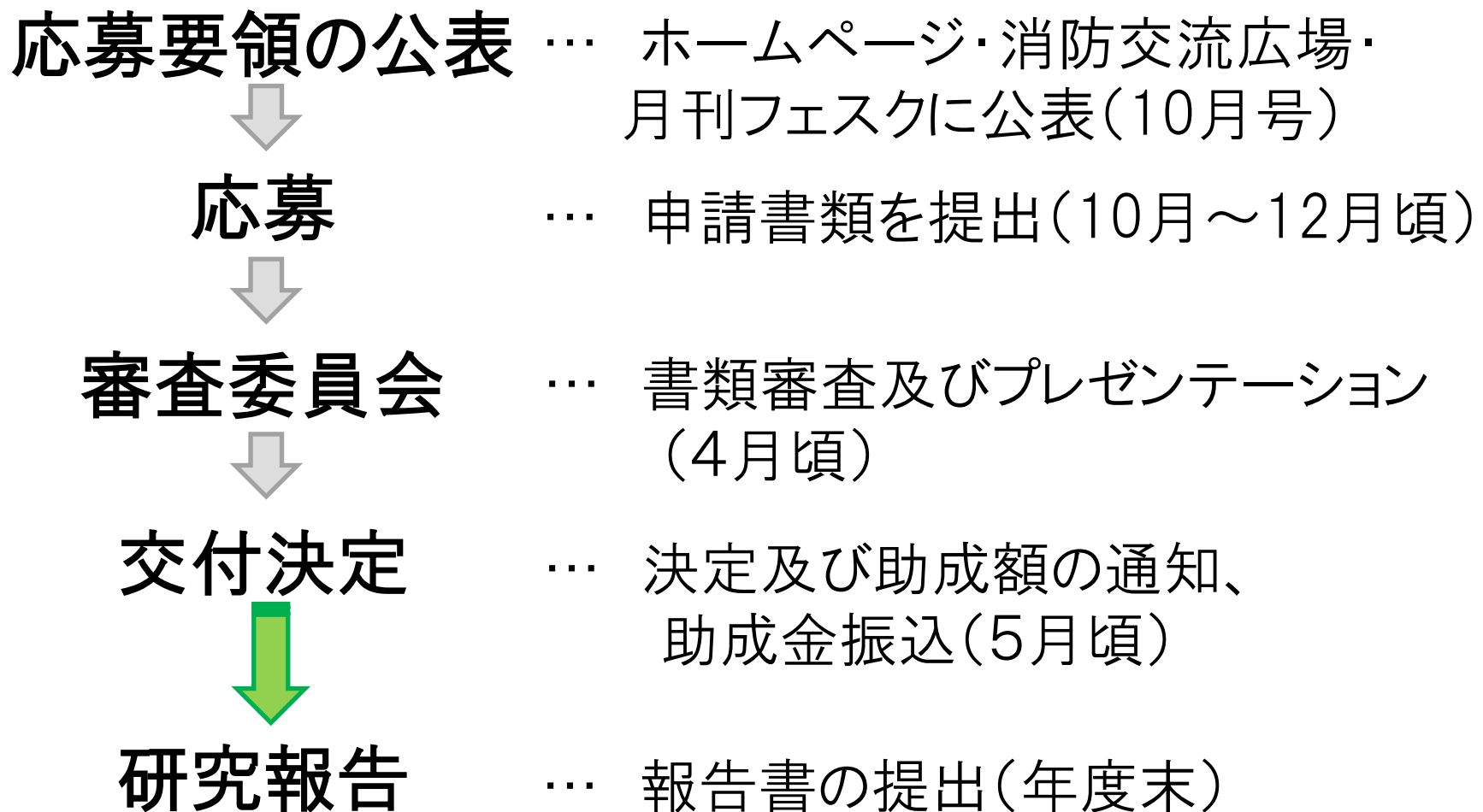
■ 助成金の額

令和5年度の助成額は次表の範囲以内とする。

テーマ設定型	900万円
テーマ自由型	600万円

消防防災研究助成金交付事業

■ 応募から交付まで



消防防災研究助成金交付事業

■ 令和3年度の交付事業

【テーマ自由型】

一般社団法人
日本消防放水器具工業会



屋外消火栓の機能向上のための研究

■ 令和2年度の交付事業

【テーマ設定型】

一般社団法人
全国消防機器販売業協会



簡単操作でホースを傷めないホース端
末部耐圧試験器の開発

VII 違反是正支援事業

平成14年度より（一財）日本消防設備安全センター内に違反是正支援センターを設置し、次の事業を実施。

● 事業内容

- ①消防法令違反是正事例発表会（全国消防長会各支部 年1回）
- ②消防法令違反是正事例研究会（各都府県消防長会 年1回）
- ③消防用設備等講演会
- ④消防用設備等セミナー
- ⑤各種相談事業
- ⑥違反是正支援センターwebサイト運営（以下コンテンツの一例）
 - ・無料でDL可能な消防法に関するリーフレット掲載
 - ・月刊フェスク「違反是正」バックナンバー掲載
 - ・立入検査の教養シミュレーション動画（消防職員限定）
 - ・「違反是正の実務」pdf資料配布（消防職員限定）

安全センターのHP
からアクセス可能

など



新規事業 違反是正講演会等動画配信事業

主催：一般財団法人 日本消防設備安全センター
後援：全国消防長会

講演内容		講演者
基調講演	1 「予防行政の動向①」 (大阪市北区ビル火災後の緊急立入検査の結果を踏まえた消防法令違反の是正の推進について)	総務省消防庁予防課
	2 「予防行政の動向②」 (消防庁の違反是正推進関係事業について)	
	3 「東京における違反是正の推進」	東京消防庁
	4 「火災から命を守る避難の指針」	京都市消防局
	5 「違反是正への取り組み」	大阪市消防局

令和3年度発表会 事例発表動画(順不同)

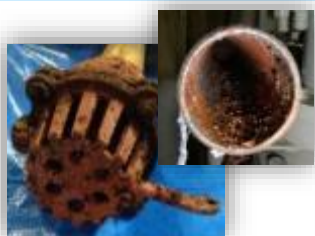
札幌市消防局・釧路東部消防組合消防本部・盛岡地区広域消防組合消防本部・那須地区消防本部
多治見市消防本部・奈良市消防局・高松市消防局

配信期間	令和4年10月5日(水)～令和5年3月31日(金)
募集対象	消防職員 ※消防職員以外の方は聴講できません。
配信場所	日本消防設備安全センターホームページ内 特設サイト(オンデマンド配信)
申込場所	違反是正支援センターwebサイト内 ※申し込み後、登録者に聴講要領をメールにて送付します。
視聴方法	PC・タブレット・スマートフォン等のインターネット端末
申込期間	令和4年9月26日(月)～令和5年3月24日(金)
参加費	無料 ※通信料は、ご自身の負担となります。



※登録者については、配信期間中いつでも何度でも聴講可能です。

終



今後も、安全センターの取り組みにご理解とご協力をお願い申し上げます。